

「ラーケーションの日」実施の手引き

令和5年6月
愛知県教育委員会

1 「ラーケーションの日」とは

子供たちが保護者等*とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日。校外での自主学習活動として位置付け、登校しなくても「欠席」扱いとはしない。保護者等の休暇に合わせて、年に3日まで取得することができる。2023（令和5）年度については、2学期以降の実施となるため、年に2日までとする。

※ 保護者等…原則は保護者であるが、保護者が同意した大人（祖父母・成人した兄弟等）や養護施設長を含む。

2 「ラーケーションの日」のねらい

（1）愛知県「休み方改革」プロジェクトとしての側面

愛知県は、経済界・労働界・教育界とともに、「休み方改革」を通じ、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化の実現を目指している。その中で、家族と子供と一緒に過ごせるしくみづくりとして、「県民の日学校ホリデー」を創設するとともに、「ラーケーションの日」の創設・導入に向けた環境整備を行うこととしている。

（2）教育的側面

教育基本法の家庭教育の条項（第10条）には「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とあり、子供の教育の全てを学校が抱えるのではなく、保護者の教育力を引き出すことも必要である。

また、令和3年1月の中央教育審議会答申*では、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することの重要性が指摘されており、保護者等と連携して学びにおける子供の主体性を高めていくことには、教育的価値がある。

※ 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

3 「ラーケーションの日」の実施対象

県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の児童生徒

※ 私立学校については、各学校の判断に委ねる。

※ 幼稚園と保育所については、対象としない。

4 「ラーケーションの日」の指導要録上の取り扱い

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日文科科学省）が示す「出席停止・忌引等の日数」における「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として取り扱う。

【指導要録への記載例】

インフルエンザで4日、ラーケーションの日で2日、風邪で2日休んだ場合

授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考※
200	6	194	2	192	インフルエンザ4、ラーケーションの日2

※ 備考には、「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

5 「ラーケーションの日」の実施に向けた準備

(1) 導入時期を決定する

※ 児童生徒及び保護者等への周知期間についても考慮する。

(2) 必要事項を決定する

① 届け出の方法を決定する

(例)

欠席アプリ・連絡帳アプリを使う
電子メールを使う
Google フォームなどのサービスを使う
連絡帳や電話を使う

※ 学校は、届け出を受理したことを保護者等に伝えることが望ましい。

② 給食の取り扱いを決定する

「ラーケーションの日」の取得により登校しない児童生徒については、可能な限り給食をカットすることが望ましいことから、「ラーケーション」を取る日の●日前までに届け出をすれば、給食をカットすることが可能」というように、実情に応じたルールを設ける。

③ 「ラーケーションを取ることができない日（期間）」を設定する

学校行事の日やテスト期間など、「ラーケーションの日を取ることができない日（期間）」を設けることも考えられる。市町村や学校ごとに、設定が必要かどうかも含めて検討する。

(3) 教職員間の共通理解を図る

「保護者用リーフレット」や、この「手引き」を活用して、教職員間の共通理解を図る。

(4) 保護者等や地域へ周知する

① 保護者等への周知

「保護者用リーフレット」を活用して、「ラーケーションの日」の趣旨をはじめ、届け出の流れや留意点、活動の例などを伝えるとともに、実施する時期についても周知する。

※ 「ラーケーションの日」を積極的に学びの場として活用するための参考となる県のWebページを7月中旬頃に開設する予定。

② 地域への周知

「保護者用リーフレット」を活用したり、学校だよりや学校のWebページに記載したりして、「ラーケーションの日」を実施することを伝える。

6 子供と保護者等による計画づくり、学校への届け出

(1) 子供と保護者等による計画づくり

子供と保護者等が、県のWebページからダウンロードした「ラーケーションカード」を見ながら、次の①～③について計画を立てる。

① 学ぶ日

② 学ぶ場所

③ 学ぶこと

(2) 学校への届け出

保護者等が、学校から指定された方法により、期限までに届け出る。

※ 学校は、給食のカットに関する確認を兼ねて、届け出を受理したことを保護者等に伝えることが望ましい。

※ 具体的な活動内容を保護者等や児童生徒に確認する必要はない。

7 その他の留意点

- 出席簿は、「出席停止・忌引き等」の扱いとする。
- 「ラーケーションの日」の取得に伴う特別な学習上の補充を行う必要はない。(病気等による欠席者と同様の対応とする。)
- 病気での欠席とは異なり、様子の確認などを行う必要はない。
- 「ラーケーションの日」に関する事後の報告書等の提出は求めない。